

## 大阪狭山市勤労者互助会人間ドック等利用者補助金支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、大阪狭山市勤労者互助会（以下「互助会」という。）の福利厚生事業の一環として、互助会の会員が人間ドック等を受診した場合において、その負担金の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 この補助金は、互助会の会員（受診日現在35歳以上の者で、現に内臓疾患で治療を受けてないものとする。）が病院その他の検診機関で人間ドック及び生活習慣病予防検診を受診した場合において、毎年1回限り、支給する。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金の請求)

第4条 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式人間ドック等補助金請求書に検診機関発行の検診領収書を添付の上、会長に請求しなければならない。

### (補助金の支給)

第5条 会長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに審査のうえ、補助金を請求者に対し支給する。

### (補助金の返還)

第6条 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けた者は、会長の返還命令に従い、速やかに受領した補助金に相当する額を返還しなければならない。

### (その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

区分		補助額
人間ドック	会員負担額 20,000 円以上	5,000 円
	会員負担額 20,000 円未満	3,000 円
生活習慣病予防検診		1,000 円